

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額 贈与の使用期限 (注2)	署名日 署名地 (効力発生日) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
モザンビーク	食糧援助に関する日本国政府とモザンビーク共和国政府との交換公文	千九百九十九年の食糧援助規約に関連して行われる米及びその輸送に必要な役務の供与	300,000千円 H17.3.31まで	H16.4.22 マプトで (同日)	日本側 津嶋冠治在モザンビーク大使 モザンビーク側 フランセス・ザイトリグス外務・協力副大臣	H17.5.19 285号
モザンビーク	シヤイシヤイ初等教育教員養成学校再建計画のための贈与に関する日本国政府とモザンビーク共和国政府との間の交換公文	シヤイシヤイ初等教育教員養成学校再建計画を実施するために必要な 1. 校舎及び関連施設の再建及び改修に必要な生産物及び役務の供与 2. 機材及びその据付けに必要な役務の供与 3. 車両及びその調達に必要な役務の供与 4. 上記1.、2.及び3.の生産物の輸送に必要な役務の供与	709,000千円 H17.3.31まで	H16.9.13 マプトで (同日)	日本側 津嶋冠治在モザンビーク大使 モザンビーク側 フランセス・ザイトリグス外務・協力副大臣	H16.12.27 829号
モザンビーク	キリブネ医療従事者養成学校整備備計画のための贈与に関する日本国政府とモザンビーク共和国政府との間の交換公文	キリブネ医療従事者養成学校整備計画を実施するために必要な 1. 校舎及び関連施設の建設に必要な生産物及び役務の供与 2. 機材及びその据付けに必要な役務の供与 3. 車両及びその調達に必要な役務の供与 4. 上記1.、2.及び3.の生産物の輸送に必要な役務の供与	926,000千円 H17.3.31まで	H16.9.13 マプトで (同日)	日本側 津嶋冠治在モザンビーク大使 モザンビーク側 フランセス・ザイトリグス外務・協力副大臣	H17.5.16 264号
モザンビーク	ベイラ港渡漁能力増強計画のための贈与に関する日本国政府とモザンビーク共和国政府との間の交換公文	ベイラ港渡漁能力増強計画を実施するために必要な 1. 渡漁船の建造に必要な生産物及び役務の供与 2. 上記1.の生産物の輸送に必要な役務の供与	2,166,000千円 (H17年度 572,000千円) H18.3.31まで (H18年度 1,063,000千円) H19.3.31まで (H19年度 531,000千円) H20.3.31まで	H17.5.30 マプトで (同日)	日本側 津嶋冠治在モザンビーク大使 モザンビーク側 フランスコ・ムンダラ・グレンベ運輸通信大臣	H17.7.8 639号

(注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2) 贈与の使用期限について定めのないものは、-----と記している。
(注3) 日付については、平成〇年△月□日をH〇.△.□と記している。
(注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額 贈与の使用期限 (注2)	署名日 署名地 (効力発生日) (注3)	署 名 者	告示番号 (注4)
モザンビーク	シモイオ初等教育教員養成学校建設計画の ための贈与に関する 日本国政府とモザンビーク 国政府との間の交換公文	シモイオ初等教育教員養成学校建設計画を実施する ために必要な 1. 養成学校及び関連施設の建設に必要な生産物及び役 務の供与 2. 機材及びその据付けに必要な役務の供与 3. 車両及びその調達に必要な役務の供与 4. 上記1.、2.及び3.の生産物の輸送に必要な役務の供 与	945,000千円 H18.3.31まで	H17.6.28 マプトで (同日)	津嶋冠治在モザン ビーク大使 ・ボニファシア教育文化大臣	H17.9.5 885号

(注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2) 贈与の使用期限については定めのないものは、-----と記している。
(注3) 日付については、平成○年△月□日をHO.△.□と記している。
(注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。